

令和5年12月4日

介護保険サービス事業者 各位

八尾市健康福祉部  
障がい福祉課長

「八尾市障がい福祉サービス等支給決定に関するガイドライン」の作成について(ご案内)

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、障がい福祉サービス等の支給決定及び、利用における適正性・公平性・透明性の担保を図ることを目的として、下記のとおりガイドラインを作成致しました。

つきましては、下記に記載しております「1～5」を送付させていただきます。本ガイドラインの「第6章 障がい福祉制度と介護保険制度の適用関係」にて、障がい福祉サービスと介護保険サービスとの関係性について詳しく記載しておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願い致します。また、その他の章には障がい福祉サービス等の内容について、記載しておりますので、ご確認いただき日頃の業務にご活用ください。

なお、本ガイドラインについてのお問い合わせに関しましては、下記問い合わせフォームより、12月28日(木)まで受け付けております。同期間に他の事業所(障がい福祉サービス含む)からいただいたお問い合わせに対する回答をまとめまして、令和6年1月19日(金)に「Q&A(質疑応答追加分)」として送付させていただきますので、併せてご案内致します。

#### 記

#### 1. 八尾市障がい福祉サービス等支給決定に関するガイドライン

※特に関係する箇所は下記の通り

9ページの第3章「支給決定の基本的な取り扱い」の「3.ケアプラン」

21ページから30ページの第6章「障がい福祉制度と介護保険制度の適応関係」

#### 2. 八尾市障がい福祉サービス等ガイドライン Q&A

#### 3. 説明会動画 ※QRコードはこちら→



#### 4. 問い合わせフォーム及び問い合わせフォームへの入力方法 ※QRコードはこちら→



#### 5. 様式集

※上記の「1～5」につきましては、八尾市ホームページの「事業者向け」→「福祉関連」→「障がい福祉関係」に掲載しております。

#### 【問合せ先】

八尾市健康福祉部障がい福祉課  
障がい福祉係 サービス担当  
電話 072-924-3838(直通)